右の者に対する業務上過失傷害被告事件について、昭和四四年四月一四日名古屋 高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告申立があり当裁判所に係属中 のところ、被告人は、昭和四四年一一月一七日死亡したことが、弁護人浦田益之提 出の上申書、岐阜県岐阜市長A認証の戸籍謄本の各記載によつて明らかである。

よつて、当裁判所は、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件公訴を棄却する。

昭和四四年一二月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	太 隹
裁判官	飯	村	義	美
裁判官	関	根	小	郷